



塩竈市水道部告示第2号

塩竈市水道事業料金徴収等関連業務委託の実施について

塩竈市水道事業料金徴収等関連業務の業者選定に係る公募型プロポーザルを実施した結果、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき塩竈市水道事業料金徴収等関連業務委託を実施したことについて、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項及び塩竈市水道部徴収等事務委託規程（平成25年水道部庁訓第1号）第5条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年2月19日

塩竈市長 佐藤 昭



1. 委託業務名

塩竈市水道事業料金徴収等関連業務委託

2. 受託者の住所及び氏名

(1)住所 宮城県仙台市青葉区一番町四丁目6番1号

(2)氏名 第一環境株式会社

東北支店 支店長 根岸 弘行

3. 委託業務の範囲

(1)窓口に関する業務

(2)検針に関する業務

(3)開栓・閉栓に関する業務

(4)調定・納入通知に関する業務

(5)収納に関する業務

(6)未納整理に関する業務

(7)検満水道メーター交換に関する業務

(8)電子計算処理に関する業務

(9)その他、(1)から(8)に附帯する業務で塩竈市が必要に応じ指示する業務

4. 委託期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで